

入札監理小委員会における審議の結果報告

日本スポーツ振興センターのスポーツ施設の 管理・運営業務

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）のスポーツ施設の管理・運営業務について民間競争入札を実施するものとし、平成 21 年度から落札者による事業を実施する旨、公共サービス改革基本方針別表に定められている。

これに基づいてセンターから提出された実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 契約の形態等

【論点】

民間事業者が創意工夫を発揮するうえで、総価契約による業務の割合を増やすべき。（従来、単価契約を基本としてきたことから、当初、ほとんどの業務について単価契約によることとしていた。）

【対応】

大会時における清掃業務等、臨時的なものについては単価契約によることとするが、基本的には総価契約とするよう見直した。

【論点】

単価契約とする業務の予定数量の算定はどのような想定に基づいているものであるのかを明確にすべき。民間事業者が単価を見積もるにあたり見込み違いが極力生じないようにしておく必要。

【対応】

予定数量は過去 3 年間分の実績回数を基に当該年度の利用状況などを勘案して推計することとしており、業務仕様書に過去 3 年間分の年間スケジュール実績を添付することで、民間事業者が単価を見積もるにあたり見込み違いが生じないようにすることとした。

２．委託費の支払方法（実施要項４頁）

【論点】

「施設改修工事实施等に伴い、休業期間及び一部業務休止期間が発生する場合がある」（実施要項５頁）とのことであるが、休業期間等が長期に及んだ場合に民間事業者に与える不利益を官民双方でどのように負担するのか明らかにしておく必要。

【対応】

休業期間及び一部業務の休止期間が発生した場合は、総価契約の業務区分に係る委託費の変更を行うこととし、①休業期間等が年度全体の100分の20以下のときは、センターと民間事業者との間であらかじめ定める業務費内訳書に基づき、休止期間等の日数に比例して委託費を変更、②100分の20を超えるときは、センターと民間事業者との協議に基づき、業務費内訳書に定める金額（単価）の変更その他の方法によって委託費を変更することとした。

また、休業又は一部業務の休止によって民間事業者に損害を与えた場合は、センターがその費用を負担することとした。

３．サービスの質の設定

【論点】

サービスの質として設定している「業務管理体制が確立されていること」、「業務実施に係る記録が整備されていること」、「業務の自主検査体制が整備されていること」については、施設利用者に対するサービスの質とはいえないのではないか。コアのサービスの質を明確に示すべき。

【対応】

質として設定する項目は、①業務仕様書及び企画書の内容に従って業務を履行すること、②業務の不備により、施設の重大な支障（停電、断水、空調停止など）が発生しないこと、及び③アンケートによる満足度調査において、平均80%以上の回答者から「満足」、「やや満足」の回答を得ること、のみとし、他の項目については落札者評価基準（必須項目）や報告すべき事項等に移動することとした。

４．アンケートによる満足度調査

【論点】

利用者に対するアンケートによる満足度調査について、十分な有効回答を得ることが可能な調査方法となっているか。

【対応】

施設の利用者は受付時と退出時に必ず窓口を通ることとなっており、窓口において協力をお願いし積極的に回収する努力を行えば、十分、有効回答を得ることが可能であると考えている、との説明を受け、調査方法については問題ないものと判断した。

以 上